

環境保全や公害防止の 取り組みに対して融資を受けたい

環境保全や公害防止の推進を図る融資事業（環境保全施設等整備資金融資）

県民の快適な環境の確保に寄与するため、中小企業者等に対して、環境保全施設等の整備や ISO 14001 認証取得等に必要な資金を融資します。

対象者

中小企業者又は中小企業団体（県内に工場又は事業所を有し、かつ現に事業を営み、県の事業税を滞納していない方）

内容

(1) 融資対象

- 大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭又は産業廃棄物による公害の防止施設
- 公害による移転の場合に必要な用地及び建物（公害防止施設の設置、改造により公害を除去し難い場合で、特に必要性が認められる場合に限る）
- 地下水汚染の原因を除去し、適正に処理するための工事費
- 特定フロン等の回収装置
- ノンフロン製品の購入（導入費を含む）
- 廃棄物の資源化・再生利用施設
- ISO 14001 認証取得経費
- 事業の用に供する低公害車の購入・最新規制適合車への買替え（いずれも新車に限る）
- 吹付けアスベスト等の飛散の未然防止措置
- PCB廃棄物の処理（運搬、買替え費用を含む）
- 土壌汚染対策のための土壌調査及び土壌汚染除去等の措置

(2) 融資限度額 1 企業 4,000 万円以内（千円単位）

(3) 融資利率 年 1.1 %（平成 31 年 4 月現在）

(4) 返済期間

10 年以内（融資額が 1,000 万円未満の場合は 7 年以内）で 1 年以内の据置が可能

(5) 返済方法

元金均等月賦償還（千円単位）

(6) 信用保証料（詳細は、福岡県信用保証協会へお問い合わせください。）

- 福岡県信用保証協会の審査が必要となります。
- 信用保証料率は、0.45 % から 1.9 % の範囲の料率が適用されます。
※ただし、次のとおり割引料率の適用があります。
 - ① 有担保保証については 0.1 % の割引（セーフティネット保証等は適用外）
 - ② 会計参与を設置している旨の登記を行った中小企業者は 0.1 % の割引
（ただし、②の適用を受けるには、確認できる書類等の提出が必要です。）

(7) 保証人及び担保

- 連帯保証人は、原則として、法人は代表者のみ、個人は不要
- 担保は、必要に応じ徴求

お問い合わせ先

福岡県環境部循環型社会推進課 リサイクル係

TEL : 092-643-3372 e-mail : recycle@pref.fukuoka.lg.jp